

「福祉型短期入所事業」重要事項説明書

当事業所は介護給付費の事業所指定を受けています。

障害者・児童短期入所事業(宮崎県指定 第4510400064号)

当事業所は利用者に対して短期入所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として障害者・児童短期入所介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 つよし会
所 在 地	宮崎県日南市大字風田3585番地
電話番号・F A X	(0987)23-5336 ・ (0987)23-5337
代表者氏名	理事長 富山 和年
設立年月日	昭和40年10月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定障害者・児童短期入所事業所 平成18年10月1日指定宮崎県4510400064号
事業所の目的	利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、事業者が利用者に対し、短期的な施設利用を提供して、日常生活上の援助、日中活動支援等を行うことを目的とします。
事業所の名称	障害者支援施設 つよし学園成人部
事業所の所在地	宮崎県日南市大字風田3585番地
電話番号・F A X	(0987)23-5336 ・ (0987)23-5337
施設長(管理者)氏名	谷口 正純

サービス管理責任者	姥原 宏
当事業所の運営方針	<p>1. 利用者の基本的、日常生活活動面の自立を目指す、遊び活動や遊び的労働活動の掘り起こしと創造への取り組みに努めます。</p> <p>2. 利用者の精神的、社会的自立を目指す自主・自立的活動の掘り起こしと広がりへの取り組みに努めます。</p> <p>3. 日常生活諸経験の広がりや、社会生活諸経験の積み上げを目指す園外活動の多様な試みと取り組みに努めます。</p> <p>4. 利用者の家庭生活や家庭内諸関係の立て直しを目指す諸活動の企画工夫や実践への取り組みに努めます。</p> <p>※ 詳細については、つよし学園成人部運営要綱に記載</p>
第三者評価の実施状況	実施しておりません
開設年月日	平成 15 年 4 月 1 日
利用日及び利用時間	原則として随時受入いたします。但し、受入施設の状況によりご相談する場合があります。
主たる対象者	知的障害者、障害児
受入定員	空床利用型 つよし学園成人部定員 30名以内(利用者の欠員があった場合)・併設型 知的障害者・児童短期入所 6名
居室等の概要	当事業所では、厚生労働省が定める基準に沿った居室・設備をご用意しています。利用にあたって、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。(但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。) ☆居室の変更:利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定知的障害者・児童短期入所事業サービスを提供する主な職員として、時間帯により、以下の職員を配置しています。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制	
1. 施設長・事務員・用務員	日勤	8:00～17:00
2. サービス管理責任者 生活支援員(保育士) 保健師又は看護師 介助員等	夜勤 早出 日勤 遅出	①13:30～翌日10:00 ②15:30～翌日10:00 6:45～15:45 8:00～17:00 12:00～21:00
3. 栄養士・調理員	早出 日勤 遅出	5:30～14:30 8:15～17:00 9:00～18:30

☆ 1ヶ月変形労働時間となります。

＜職務内容＞

(1) 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている短期入所の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名 (常勤)

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービスの内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 看護職員 1名以上 (常勤)

看護職員は、利用者の看護並びに利用者と従業者の健康管理を担当する。

(4) 生活支援員 6名以上 (常勤・非常勤)

生活支援員、作業支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関する事に従事する。

(5) 栄養士 1名 (常勤兼務)

栄養士は、利用者の栄養管理を行う。

(6) 調理員等 1名以上 (常勤・非常勤)

調理員は、利用者に給食サービスの提供を行う。

(7) 事務員 1名以上 (常勤兼務)

事務員は、事業所に必要な事務を行う。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護給付費の対象となるサービス
- (2) 利用料金が介護給付費の対象外のサービス

があります。

(1) 介護給付費の対象となるサービス

<サービスの概要>

①入浴

- ・原則として、入浴は毎日行っています。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③睡眠

- ・就床時間は 21:00 を原則とし、利用者の状況により考慮します。

④送迎サービス

- ・利用者の心身の状況、介護を行う者の状況等から見て送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して居宅と事業所間の送迎を行います。

⑤その他自立への支援

- ・利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、日常生活上の援助や日中活動支援を行います。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・移動上の支援・介助を必要に応じて行います。

<サービス利用料金>

別紙の料金表によって、利用者のサービス利用時間に応じたサービス利用料金(1割)をお支払い下さい。

(2) 介護給付費の対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：7：45～8：30　　昼食：12：00～13：00　　夕食：17：30～18：30

(食事料金)

朝食：290円　　昼食：520円(おやつ込み)　　夕食：570円　　おやつのみ 50円

上記の金額は、人件費を含んだ金額になっておりますが、低所得者においては食事提供加算（480円）を控除した請求になります。

②レクリエーション、行事

利用者の希望によりレクリエーションや行事に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 20円

④日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用を実費負担といたします。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法

利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月末日までにお支払い下さい。

- 下記指定金融機関への口座振込みでお願いします。又、つよし学園事務所にて現金で受け付けいたします。

短期入所サービス	指定金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義
知的障害者・児童短期入所	宮崎銀行 油津支店	普通預金	1458831	社会福祉法人つよし会 つよし学園成人部 園長 谷口 正純

(4)利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保す

るため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合や利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 貴重品管理

貴重品の管理については、利用者の責任において管理していただきます。所持品については、必要品以外持つてこないでください。個人の私物を、故意又は重大な過失により壊した場合、請求することもあります。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

主な協力医療機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
大井外科	宮崎県日南市星倉 1-3-7	0987-25-2100
谷口病院	宮崎県日南市大字風田3861	0987-23-1331

6. 苦情申立先

当事業所ご利用相談窓口	・窓口担当者 高橋 弘樹、畠中 彩 ・ご利用時間 9:00～17:00(日・祭日、年末年始を除く) ・電話番号 0987-23-5336 ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 ・苦情受付箱を玄関に設置しておりますのでご利用ください。
-------------	--

日南市社会福祉協議会	・所在地 宮崎県日南市中央通1-8-1 ・電話番号 0987-23-1191
宮崎県社会福祉協議会 (宮崎県福祉サービス運 営適正化委員会)	・所在地 宮崎県宮崎市原町2-22 宮崎福祉総合センター内 ・電話番号 0985-60-0822

7.緊急時等における対応

当施設の従業者は、障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

8.身体拘束の禁止

当施設は、障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急時にやむを得ない場合等を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行いません。ただし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急時にやむを得ない理由など必要な事項を記録します。

9.虐待防止のための措置

当施設は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めます。

10.秘密保持等

当施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- 当施設の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 当施設の職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 当施設は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ておかなければならぬ。

11.事故発生時の対応

当施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録する。

当施設は、利用者に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害

賠償を速やかに行う。

12.非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「つよし会 消防計画」により、対応いたします。		
平常時の訓練	別途定める「つよし会 消防計画」にのっとり、年 12 回以上の夜間及び昼間を想定した避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。		
防災設備	<ul style="list-style-type: none">・スプリンクラー あり・自動火災報知機 あり・誘導灯 あり・非常通報装置 あり カーテン等は防災性のあるものを使用しております。		
消防計画等	消防署への届出日:各年度初めに関係書類を届け出る 防火管理責任者 :谷口 正純		

指定知的障害者・児童短期入所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定知的障害者・児童短期入所 障害者支援施設つよし学園成人部

説明者職名

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定知的障害者・児童短期入所サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所 宮崎県

利 用 者 氏 名 _____ 印 _____

身元引受人住所 宮崎県 _____

身元引受人氏名 _____ 印 _____